

ドメスティック・バイオレンス

DVのない関係を築くために

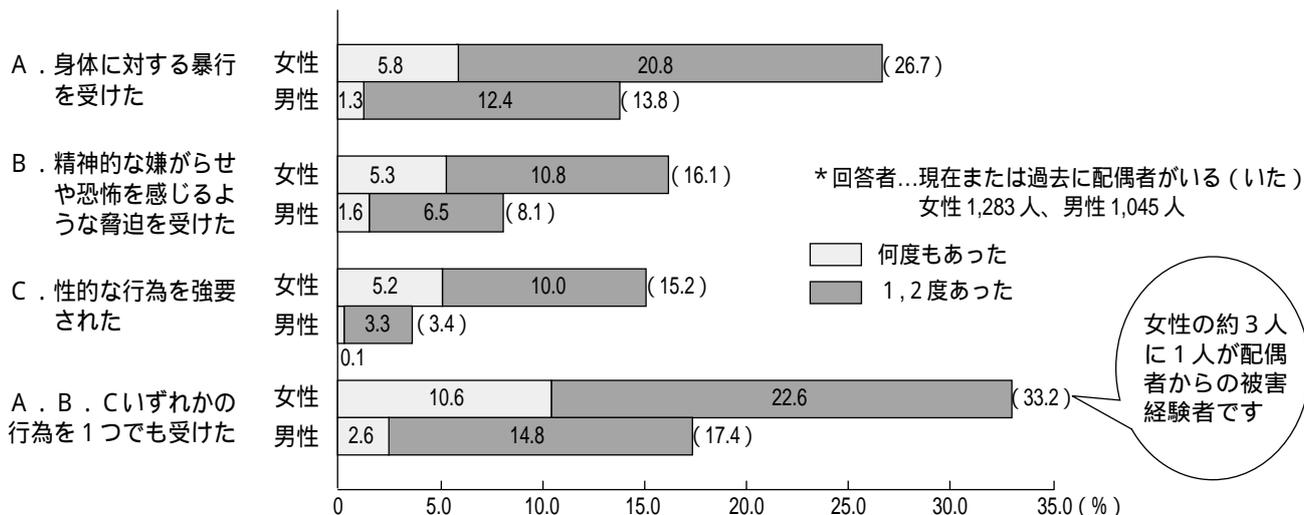
～あなたは？あなたのパートナーは？～

DV（ドメスティック・バイオレンス）という言葉を知っていますか。一般的に日本では「夫やパートナーが、妻や恋人に対してふるう暴力」と説明されています。

いわゆるDV防止法は、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を目的として作られ、平成13年10月13日から施行されました。この法律には、かつては犯罪とまで認識されていなかった夫婦間の暴力が、はっきりと犯罪であることが明記されています。

被害の実態は？

配偶者からの被害経験



「男女間における暴力に関する調査」平成18年内閣府

* 配偶者には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。

どういった行為がDVになるの？

DVは殴る、蹴るといった身体的暴力だけではなくあります。次のような種類があります。

精神的暴力

暴言を吐く、大きな声や音で脅す、大切にしているものを壊したり勝手に捨てる、無視するなど。

経済的暴力

生活費を渡さない、働いて収入を得ることを認めない、借金を重ねるなど。

性的暴力

セックスを強要する、避妊に協力しない、アダルトビデオを無理に見せるなど。

社会的隔離

外出を禁止または制限する、電話やメールをチェックするなど。



高知県では？

高知県女性相談所における暴力の相談状況
(単位：件、%)

区分 年度	暴力を伴う相談件数	暴力の相手方			
		夫(元夫、内縁含む)	こども	その他の家族	その他
15	229(件)	188	8	7	26
	100(%)	82.1	3.5	3.1	11.3
16	308	273	11	4	20
	100	88.6	3.6	1.3	6.5
17	288	232	15	18	23
	100	80.6	5.2	6.2	8.0

平成18年度「女性保護事業の概要」高知県女性相談所

被害を受けている側の女性が、「恥ずかしい」「相談しても無駄」「自分にも悪いところがあり、自分さえ我慢すれば」などといった理由から誰にもその被害を訴えずに1人で悩み、我慢しているケースがまだまだ多く存在しています。そこでわたしたちは、社会全体で被害者側(弱い立場の人間)が訴えを起こしやすい世の中にしていき、1人でも多くのDV被害者を救済していけるように努めていきたいと考えています。1人で悩み、我慢するのではなく、ぜひ勇気を持って周囲の人に相談してみてください。

DV相談機関のお問い合わせ先

高知県女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	☎ 8 2 2 - 5 5 2 0
女性の人権 ホットライン (高知地方法務局)	☎ 8 2 2 - 6 5 2 6
高知ボランティア ビューロー	☎ 8 2 4 - 4 3 2 9
こうち男女共同参画 センター「ソーレ」 相談室	☎ 8 7 3 - 9 5 5 5
高知県警察本部 (生活安全企画課) 警察相談窓口	☎ 8 2 3 - 9 1 1 0 または# 9 1 1 0
南国警察署	☎ 8 6 3 - 0 1 1 0

お問い合わせは、人権啓発広報委員会 (☎ 8 8 0 - 6 5 6 8) まで

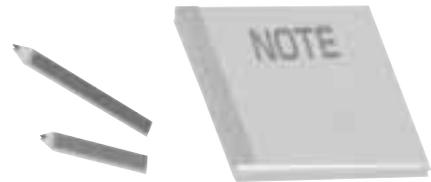
DVはおとただけの問題なの？

中学生や高校生や若いカップルの間でもDVは起きていることがあり、「デートDV」と呼ばれています。

DVは決して大人だけの問題ではありません。若者の間でも起こっています。たとえば携帯電話をチエックしたり、友達と約束して外出しようとしても都合も聞かずにデートに引張っていつたり、外出先に電話をしてくきて、「すぐに帰れ！」などと行動を制限し独占しようとしています。デートDVはセックスを伴う親密な関係になったとたん、さまざまな形で起こることが多いの

です。たとえばカップル間のセックスであっても意志に反した性交の強要はレイプです。デートDVの背景には、相手を支配したいという欲求や、暴力をふるう事が「男らしさ」であると思ったり、相手の暴力を受け入れることが「女らしさ」「愛情」であるという思いこみがあります。中には、親のDV関係を見て育った子どもたちが、暴力での支配を学習してしまう場合などもあります。

*こうち男女共同参画センター「ソーレ」発行
「ぐーちよきぱー」vol.6 より



DVのない関係を築くために

DVは男女間の力関係や差別意識が原因だと言われています。私たちは、DVが人権問題であることを認識して、お互いを尊重する関係を築いていきたいものです。



*「ぐーちよきぱー」vol. 6 より